

がんばろう日本！

緊急対策 中野2011

平成23年6月13日

中 野 区

目 次

はじめに	1
1 緊急対応	3
(1) 緊急時即応体制の強化	
(2) 施設・建物における安全確保	
(3) 復興支援に係る取組み	
(4) 被災者支援に係る取組み	
(5) 放射線に係る情報の収集	
(6) その他の緊急対応	
2 夏の電力不足対応	12
(1) 区立施設の節電	
(2) 街路灯の消費電力の削減	
(3) 区民・事業者への働きかけ	
3 災害に強く、より安全なまちの実現に向けた対応	16
参考 被災地等への支援の状況	18

はじめに

東日本大震災は、巨大地震と巨大津波という歴史上最大級の自然災害に加え、福島第一原子力発電所では、炉心溶融に至る極めて深刻な事故を惹起し、かつて経験したことのない大規模複合災害となりました。

人的・物的被害の規模の大きさや未だ収束へのプロセスの見えない原発事故の状況などを考えると、今回の震災が及ぼす影響は計り知れず、かたや、我が国は政府の財政危機やデフレ経済の長期化など極めて厳しい状況が続いている最中であり、まさしく敗戦以来の国難と言われるとおりです。

被災地を拠点としていた工業製品などの供給が一時的に中断することや日本の経済活動の停滞などが、世界にも悪影響を及ぼすことが懸念されています。また、これまで予測し得なかった原発事故は世界中のエネルギー政策にも影響を及ぼし始めています。日本の復興の歩みを世界が固唾を飲んで見つめている現状です。

今回の地震から、早期に立ち直り、震災からの復興と合わせて、日本社会全体の新たな展望を見出して行くことが、国の未来につながる唯一の道であり、日本人に共通に課せられた大きな責務であると思います。

復旧・復興の道のりは決して平坦ではなく、また、短いものでないことを覚悟しなければなりません。しかし、私たちには、明治の新国家形成期、関東大震災、第2次世界大戦の敗戦など、数々の試練や苦難を乗り越えて、経済的にも文化的にも世界に誇れる国を創り上げてきた歴史があります。国民全体の連帯のなかで、力を合わせて取り組めば、道は必ず開けてくると考えます。中野区も、その大きな連帯の一翼を担い、自治体として総力を挙げて復興支援と新たな日本社会の形成に力を発揮しなければなりません。

今回、広範囲に激甚な被害が発生する中、被災者の支援を直接担うべき、現地の自治体も大きな被害を受け、苦境に立っています。被災地の自治体の業務を円滑にすることが、そのまま被災者への支援の早期実施につながります。中野区はこのような時こそ、自治体同士共通の知識や事務能力を活用し、支援を行うことが重要だと考え、被災地の自治体支援にあたってきました。こうした取組みに全力を傾注することで被災者支援や復興に貢献していきたいと考えています。

また、今回のマグニチュード9.0、震度7の地震のエネルギーは、私たちの暮らしの安全性についての考え方を大きく揺るがすものでもありました。私たちが安全の前提としていた災害の規模の想定も、今後、見直しを迫られることとなります。区民の安全を最優先に考える時、速やかに対策を講じなければならないことも明らかになりました。電力不足に関わる節電対策など、私たちの日常に直接かかわることでも、区民の皆さんとともに、しっかりと取り組んでいくことが必要です。

区政が、このかつてなかった事態にあたって、区民の皆さんとともに、着実な対策を講じていくためには、今年度の当初予算などの事業計画で皆さんにお約束し、予定していた事業以外の様々な取組みを実行していかなければなりません。そうした、新たな対応や取組みにあたっては、当面の対策から、一定の将来を見通した、取組みの全体像をお示しし、区民や区議会と展望を共有するとともに、ご理解とご協力をいただくことが何より重要です。

今回、そうした立場から、「がんばろう日本！ 緊急対策 中野2011」と題して区の当面の課題やその取組みの方向について取りまとめました。

本対策では、区として緊急的に強化すべき安全対策、被災地や被災者の支援、夏場の電力不足対策などを明らかにすると同時に、より安全なまちづくりに向けた今後の区の取組みの方向性についても、お示しすることとしました。

この緊急対策に掲げた事項の主なものは、中野区議会第2回定例会において、補正予算案として提案させていただきます。

中 野 区 長

田中大輔

1 緊急対応

東日本大震災発生直後から区ではさまざまな対策を実施し、今日まで継続してきているところですが、さらにこうした対策を充実させるとともに、新たに対応が必要な事項についても、直ちに取組みを開始します。

(1) 緊急時即応体制の強化

- 緊急地震速報受信機の全施設設置【地域支えあい推進室・子ども教育部・健康福祉部他】

緊急地震速報受信機は、これまで区役所本庁舎及び区立小・中学校のみに設置してきました。東日本大震災の発生を機に、保育園をはじめ必要とするすべての施設に緊急地震速報受信機を設置し、地震による被害を最小限に抑え、施設利用者の安全を確保します。あわせて、緊急地震速報受信時の利用者への対応マニュアル等を整備します。

※設置施設 保育園（区立、私立）、幼稚園（区立、私立）、学童クラブ（区立、私立）、児童館他こども関連施設、高齢者会館、すこやか福祉センター、福祉関連施設、地域センター（区民活動センター）等合計200施設

- 区有施設利用者の帰宅困難時の対策【子ども教育部・健康福祉部】

保育園、幼稚園、学童クラブ、障害者通所施設等における利用者の帰宅困難時に備え、緊急に必要な水、食料、保温シート等の備蓄物資を施設内に常備します。さらに、停電時の非常用照明器具など必要な物資を備えます。

また、障害者通所施設等には、帰宅困難時及び停電時における医療的ケアの継続を確保するため、バッテリー式器具及び手動式器具を整備します。

なお、小・中学校においては、既に全校に避難所として必要な備蓄物資を配備しており、帰宅困難時にも対応していきます。

- 備蓄体制の補充【都市基盤部】

東日本大震災への対応として、帰宅困難者等のために開設した避難所での対応や被災地支援のために使用した備蓄物資を補充します。なお、新たな課題に対応するために必要となる物資等については、今後、地域防災計画の見直しに

合わせて総合的に検討していきます。

○ ヘリサインの設置【教育委員会事務局・都市基盤部】

緊急時にヘリコプターの目印となるヘリサインを区内6か所の学校体育館の屋上等に設置します。これにより震災等が発生した際のヘリコプターによる空路からの救助や救援物資の搬送などのルートを確保し、迅速・的確な支援体制を構築します。

○ 個別業務システムの停電対策【政策室】

区の電算システムには、突然の停電などからシステムを保護するための予備電源装置（無停電電源装置）を基本的に設置しています。しかし、一部の個別業務システムの中には、これを設置していないものがあり、BCP（事業継続計画）の観点から、すべてのシステムに無停電電源装置を設置します。これにより停電時におけるデータ消失を防ぎ、業務の速やかな復旧につなげていきます。

○ システムサーバーの統合管理【区民サービス管理部】

区役所本庁舎の節電対策として、現在、庁内に分散している住民情報系サーバーを集約し、個別サーバー室の空調実施を不要とするとともに、不測の停電に対する二次電源の共通化を図っていきます。

（２）施設・建物における安全確保

○ 区立小・中学校欄間ガラスの飛散防止対策【教育委員会事務局】

区立小・中学校においては、これまで教室南面のガラスの強化ガラスへの改修、体育館ガラスへの飛散防止フィルムの貼付等を行ってきました。教室と廊下の間の欄間ガラスについて、地震発生時における飛散や落下を防止するため、飛散防止フィルムの貼付もしくはアクリル板への取り換えを行います。これにより学校において最も長い時間を過ごす教室における安全性の向上を図ります。

○ 木造住宅の簡易耐震診断・一般耐震診断の拡充【都市基盤部】

東日本大震災の発生に伴い、簡易耐震診断及び一般耐震診断の申込件数が大幅に増加していることから、希望する区民が耐震診断を受けることができるよう事業規模を拡充していきます。これにより、震災等から、区民の命を守るための施策を強化し、家具転倒防止器具取付助成や建替え助成などとあわせ、総合的な施策展開を図っていきます。

○ 家具転倒防止器具取付助成の拡充【都市基盤部】

区では、高齢者及び障害者等の災害要援護者の方の安全確保を図るため、家具転倒防止器具の取付工事を無料で行っています。東日本大震災の発生に伴い、申込件数が増加していることから、希望する区民が家具転倒防止策を行うことができるよう事業規模を拡充し、震災等から区民が自らの命を守るための対策を強化していきます。

○ 建替え助成の拡充【都市基盤部】

震災時に火災などが発生する危険性が高い地域で、木造住宅を建て替える場合に助成を行っています。耐震診断を受ける方が増え、その診断結果に基づき建替えを行う方も増えています。こうしたニーズに応えるため、助成件数を増やし、木造住宅の建替えによる耐震性、防火性及び地域環境の向上を図り、地震に強い安全なまちづくりを積極的に進めています。

○ 緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化促進【都市基盤部】

緊急輸送道路等（山手通り、目白通り、新青梅街道、青梅街道、環七通り、早稲田通り、大久保通り、中野通り、中杉通り、方南通り等）の沿道建築物に対する耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修に要する費用を助成することにより、これら建築物の安全性の向上、地震発生時における建築物の倒壊による道路の閉塞の防止並びに広域的な避難路及び輸送路の確保を図ります。

○ 学校及び子ども施設の耐震改修【子ども教育部】

谷戸小学校の校舎の耐震補強工事を東校舎の改築とあわせて実施し、平成

25年3月までに完了させます。子ども施設については、西鷺宮保育園及びひがしなかの幼稚園の耐震改修工事を本年度内に終わらせます。また、私立七海保育園については、園舎の耐震改修を今年度実施しますが、これに要する経費を区として助成します。

○ 桃園地域センター分室の利用中止【地域支えあい推進室】

桃園地域センター分室は耐震性能がCランクであることから、使用を中止します。

(3) 復興支援に係る取組み

○ 被災地自治体との復興支援協定締結及び被災地への職員派遣【経営室】

区は、震災発生後に宮城県岩沼市、亘理町及び東松島市と震災復興支援の協定を締結しました。協定に基づき、区職員を派遣し、復興支援業務に尽力しているところであり、今後も継続的に実施していきます。区としては、被災地が必要としている支援内容を把握し、宿舎の手配や支援に必要な装備などを全て用意し、ひとまとまりの仕事を任せられ、自立的に支援を行う自己完結型の支援をこれからも実施していきます。

さらに、国、東京都を通じた他の被災自治体からの支援要請に対して、特別区共同で行う職員派遣についても行っていきます。

○ 被災地へのボランティア派遣支援【健康福祉部】

被災地へのボランティアの派遣は、社会福祉法人中野区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が実施しています。社協では、職員を事前に被災地へ派遣し、ボランティアの派遣に必要なさまざまなことを、受入れ側である被災地と調整し、準備を整えた上でボランティアを募集し、1回につき3泊4日の派遣を行いました。

今後は、社協の派遣先の増加に伴い、区としても個人ボランティアに加え、町会・自治会や防災組織などの多様な団体のボランティア活動も促し、中野区全体で被災地支援が継続できるよう、ボランティア参加者の負担軽減、広報活

動や社協の派遣業務支援等を行い、社協と一体となって被災地支援を行います。

○ 被災地支援事業の実施【都市政策推進室】

被災地の経済活動を活性化させるため、被災地及び風評被害を受けている地域の食材を扱った産直フェアや出店自治体を紹介するパネル展などを、中野区商店街連合会等と協力して、今年7月に開催します。これをきっかけとして、区内の様々な団体等と連携し、被災地等の物産販売や応援イベントの開催など継続的な支援の輪を区内に広げていきます。

○ 震災による被害事業者等に対する産業経済融資の拡充【都市政策推進室】

東日本大震災に伴う直接又は間接的な被害を受け、経営に支障をきたしている区内事業者及び被災者支援や被災地復興支援を目的とする事業を行う区内事業者に対し、利子補給制度を拡充し、既存の中野区産業経済融資（事業資金）のあっせんを利用する場合、自己負担金利を0.3%優遇します。

○ 被災自治体への義援金【経営室】

区が復興を支援している被災自治体（宮城県岩沼市、東松島市、亘理町）に対して、区として義援金を贈ります。

○ 区民からの義援金の受付【経営室】

区役所本庁舎と各地域センターにおいて、東日本大震災の被災者に対する区民からの義援金を受け付けています。

（4）被災者支援に係る取組み

○ 被災者支援体制の整備【経営室】

東日本大震災の被災地支援に積極的に対応するため、4月1日付で区長を本部長とする「中野区東日本大震災被災者支援本部」を設置するとともに、関係各部と連携し、被災者支援を具体的に推進する組織として「東日本大震災被災者支援

対策室」を設置し、区の体制を整えました。

○ 区内被災者の健康相談【地域支えあい推進室】

東日本大震災の発生に伴い区内に避難されてきた方に、健康相談（メンタルケア含む。）などの対応が十分とれるよう、すこやか福祉センターに保健師または看護師を臨時職員として雇用し、相談体制（電話・訪問）を強化します。

○ 被災者が入居している都営住宅等のエアコンの設置【都市基盤部】

区内に避難されてきた方が入居している都営住宅等には、現在、エアコンが設置されていません。避難者の方が、夏季の期間中、健康かつ快適な生活が送れるよう当該都営住宅等にエアコンを設置します。

○ 被災者等雇用【経営室】

区内に避難されてきた方などの雇用・就業を支援するため区の臨時職員として優先的に雇用します。

○ 被災者相談窓口の設置及び窓口の一元化【区民サービス管理部】

区に避難されてきた被災者・避難者（転入届を行わない世帯も含む）を支援するため、一か所の窓口ですべて対応ができるよう区役所本庁舎1階に総合相談窓口を開設し、きめ細かい相談支援を行っています。

○ 被災者へのリサイクル自転車の提供【都市基盤部】

東日本大震災の発生に伴い、被災地から中野区内に避難してきた方のために、リサイクル自転車（区内の撤去自転車をリサイクルのために整備したもの）を提供しています。これにより避難者の生活の利便性、快適性の向上につなげていきます。

○ 各種サービスの利用負担軽減【各部】

区は、被災者に対して区民と同様のサービスを提供します。世帯全員で避難している方には、原則、利用者負担なしで、また、世帯の一部で避難している

方は、区民と同様の利用者負担によりサービスを提供します。ただし、世帯主が災害復旧等の業務に従事している場合は、原則、利用者負担を求めません。なお、介護保険など、国の法律等に基づくサービスについては、国の方針等に沿って対応します。

○ 被災した児童・生徒の区立小・中学校への就学支援【教育委員会事務局】

東日本大震災により被災し、区内に居住することとなった児童・生徒について、住民登録が行えない場合でも、中野区立小・中学校への就学を受け入れます。

また、被災により区立小・中学校に転入学した児童・生徒については、中野区就学援助の対象とし、転入学支度金をはじめ、給食費、学用品費、夏季学園費、移動教室費などを支給します。

(5) 放射線に係る情報の収集

○ 放射線に係る情報体制の構築【環境部】

区では、発生源である原子力発電所からの距離や現在までの都内の放射線量の観測データなど全体的状況からみて、現在、中野区は安全であるとの認識に立っています。しかし、今後万一、状況や内容が大きく変わるようなことがあれば、いつでも対応できるよう体制を整えておく必要があります。当面、国が把握している放射線レベルが首都圏において大幅に高まった場合など今後本格的に放射線量の測定が必要となる場合に備え、区内の小学校、保育園等で試測を行って、計測器の精度や実用性を検証するなどの予備的対応を行います。

○ 放射線に関する知識の普及【環境部】

放射線についての正しい理解を普及するため、放射線についてわかりやすく解説している小冊子を区役所、すこやか福祉センター、保健所、地域センターで配布します。また、風評被害の発生を抑制するための適切な対応に努めます。

(6) その他の緊急対応

○ 乳児用飲料水の確保【子ども教育部】

東京都から配布を受けた乳児用飲料水（約7日分）を区の施設で保管し、緊急に必要となったときに、速やかに配布できる体制を整えています。また、保育園では園児のための飲料水を各園で保管し（乳幼児7日分、3歳以上児3日分）、緊急時においても保育園での生活に支障がないように準備をします。

○ 高齢者の熱中症対策【地域支えあい推進室】

今年の夏は一般家庭においても15%の節電努力が求められていることから、熱中症リスクの高い高齢者への予防対策を実施します。すこやか福祉センターにおける地域支えあいの事業展開を強化し、町会・自治会、民生・児童委員、その他の関係機関や事業所と連携して、高齢者を熱中症から守るために、予防策のPR、啓発グッズの配布、シェルター的な場（高齢者福祉センター等）の提供、職員による訪問活動などを強化していきます。

○ 北京市西城区及びソウル特別市陽川区への訪問団派遣の中止【政策室】

今年は、西城区との友好関係締結25周年にあたり、記念事業として、中野区訪問団及び区民交流団の派遣を予定していました。また、昨年度中野区に訪問団を迎えて姉妹都市関係を締結した陽川区に対しても、今年の中野区から訪問団を派遣することとしていたところです。しかし、大震災後の緊急に対応すべき事柄が多くあることから、それに優先的に取り組むこととし、両区への訪問団・交流団の派遣については、両区の実情のもとに中止することとします。なお、両区から来訪がある場合には、受入れを行い、友好交流の充実を図ります。

○ 常葉少年自然の家の休止及び中学校移動教室の中止【教育委員会事務局】

常葉少年自然の家は東日本大震災により被害を受けましたが、福島第一原子力発電所の事故発生に伴い緊急時避難準備区域が設定されている30キロ圏域に隣接しているため、利用を休止します。また、この施設を利用して行っている中学校の移動教室についても中止とします。なお、移動教室については、学

校ごとに代替地を選定して実施します。

○ 岩井臨海学園（小学校夏季学園）の中止【教育委員会事務局】

岩井臨海学園については、小学校6年生を対象として実施していますが、余震等の際の児童の安全性の確保が困難なことなどから、中止とします。

2 夏の電力不足対応

国は夏期の電力対策として、7月から9月の平日午前9時から午後8時までの時間帯（以下、「ピーク時間帯」という。）における使用最大電力を前年比15%削減する目標を示しました。

中野区では、区立施設における節電目標を25%とするなど率先して節電に取り組むとともに、区民、事業者へも積極的に節電を働きかけ、今夏の電力危機を乗り切ることとします。

区の節電の取組みにあたっては、将来にわたるエネルギー対策を視野に入れるとともに、区民生活に過度の影響を及ぼさないよう配慮していきます。また、乳幼児や高齢者など、施設利用者の特性に十分留意し、熱中症対策にも重点を置いていきます。

(1) 区立施設の節電

<目標>

すべての区立施設のピーク時間帯の使用最大電力量を、原則として前年比25%削減することを目標とします。

<目標達成に向けた主な取組み>

区立施設の電力消費の内訳は、概ね「照明」50%、「空調・動力」40%、「コンセント」10%となっています。これらの電力要素ごとの節電の取組みを徹底することにより削減目標25%を達成します。日常的な取組みに加えて夏の電力不足対策として行う主なものは次のとおりです。

○ 施設照明の一部消灯

労働衛生基準の範囲内で事務室などの照明について30%程度を間引き消灯します。ロビーや通路についても視覚障害や高齢の方々の安全に配慮しながら照明を削減します。

○ 室内の温度は29℃を目安に空調

室内温度は29℃を目安に空調設備の稼働調整や間欠運転を実施し、職員は節度ある軽装で執務します。

○ エレベーターの利用の制限

職員のエレベーター利用は、原則として上りが4階以上、下りが5階以上のときに限り（障害のある職員や妊娠している職員などを除く）、夜間の運転を一部休止します。

○ 区立施設内の自動販売機の稼働制限

自動販売機はピーク時間帯の消費電力を5割削減するよう、稼働台数や稼働時間の制限を行います。

○ 施設ごとの節電成果の明確化（節電コンテストの実施）

区役所本庁舎及び個別受電設備（受電量50KW以上）のある施設では使用最大電力量と消費電力量を計測し、前年度との比較を明らかにします。施設ごとに節電量を競い、とくに節電に努めた施設を顕彰します。

○ 午後5時30分に庁舎一斉消灯の実施

東日本大震災以後、中野区では「ノー残業」を原則に仕事に取り組んでいます。午後5時30分には来庁者に迷惑の及ばない範囲で区役所本庁舎の照明を一斉消灯し、やむを得ない場合だけ再点灯することとしています。

○ 集会室の貸出制限（7月～9月）

地域センターなどの貸出用の集会室については、ピーク時間帯を中心に、従来の貸出実績の15%程度の貸出制限を行います。

○ 屋外スポーツ施設の週1回夜間利用中止（7月～9月）

屋外スポーツ施設はナイター照明によって最大電力を消費するので、照明を一部間引くほか、週1回の利用を中止します。夜間利用を完全に中止する自治体もありますが、区民のスポーツの機会を確保するため、一部の利用制限にとどめました。

○ 温水プールの週1回利用中止（7月～9月）

温水プールは採暖室や照明に電力を消費するため、経常の節電対策に加え、週1回の利用を中止します。

○ 平日の時間延長窓口（週2回）の一部休止の継続

東日本大震災直後に休止していた区役所本庁舎1階（戸籍住民担当）の日曜日開庁及び平日の時間延長窓口のうち火曜日については5月から再開していますが、木曜日については引き続き休止とします。

（2）街路灯の消費電力の削減

○ 商店街街路灯の一部消灯に係る経費の補助【都市政策推進室】

電力供給不足に対応するため、商店街街路灯の電灯の一部を間引くなどの節電対策に要する経費（工事代等）の一部を補助します。

○ 商店街街路灯のLED化支援【都市政策推進室】

商店街が節電対策として実施する商店街街路灯のLED化に要する経費の一部を補助します。これにより、商店街の節電対策、CO₂発生量削減のための環境対策等の取組みを支援します。

○ 区管理街路灯のLED化の推進【都市基盤部】

区は、節電対策及びCO₂発生量抑制策として、区が管理する街路灯のLED化を計画的に進め、平成23年度末には、街路灯の4割以上をLED化することを目標として取り組んでいます。今年度分については、着実に、かつ、できる限り早期に実施します。また、平成25年度末には、区が管理する街路灯を100%LEDにすることをめざします。

○ 区道上の水銀灯の一部消灯【都市基盤部】

電力供給不足に対応するため、区道に設置している街路灯のうち水銀灯（7,549基）について約11%を間引くなどの節電対策を実施しています。

ただし、省エネ型のＬＥＤ灯等は除くとともに、主要交差点、病院、消防署前、ガード下等についても対象から除外しました。

(3) 区民・事業者への働きかけ

○ 国、都、電気事業者と連携した節電キャンペーンの強化【環境部】

区報、ホームページ、ポスター、チラシ、リーフレットによる呼びかけの強化と児童・生徒や区民を対象にした環境学習支援を行います。

○ 家庭向け対策【環境部】

区民の主体的な節電の取組みを促進するため、電気使用量の前年比の削減率に応じてポイントを交付する「なかのエコポイント制度」を開始するほか、電気使用量等表示機器の貸出しを行います。

○ 事業者（小口需要家）向け対策【環境部】

事業者を対象に省エネルギー技術講習会や中野区省エネ診断を実施します。

3 災害に強く、より安全なまちの実現に向けた対応

東日本大震災は、東京で発生が想定されている直下地震ではありませんでしたが、大津波やそれによる原子力発電所の事故が同時に発生し、これまでの想定外の被害をもたらしました。この大震災の教訓を踏まえ、災害に強く、より安全な中野のまちを実現していくための根本的な対策を充実していきます。

○ 地域防災計画の見直し【都市基盤部】

東日本大震災の教訓を踏まえ、今回の災害対応で顕在化した問題点や職員の被災地派遣を通じて把握することができた情報や被災者対応で確認できた課題などを検証した上で、近年の災害対策に関する知見を取り入れ、地域防災計画の修正を行います。

また、公共交通機関の不通による帰宅困難者への対策も含め、災害発生時に的確な救援・救護活動を行うために、区内50か所の避難所機能を強化・充実していくための方策についても明らかにします。

なお、地域防災計画はこれまで、国及び東京都の計画の修正等を踏まえて、必要に応じて修正を行ってきました。しかし、この度は国・都の計画改定を待つことなく、中野区として必要な対策の見直しを行っていきます。早期に対応が必要なものについては、平成24年度予算に反映できるよう検討を行います。

○ 中野区における防災まちづくり推進の基本方針の策定【都市基盤部】

首都直下型地震発生の危険性が指摘される中で、地震災害に対して脆弱な密集市街地を多く抱える中野区において、地震災害に対する安全性を高める防災まちづくりを一層強力に推進することが必要です。各地区の危険度や緊急度等を踏まえて、今後中野区で推進すべき防災まちづくりの対象区域や優先順位等についての基本方針を策定します。

○ 中野区政のBCP（中野区事業継続計画）の改定【経営室】

新たな被害想定や応急業務の見直しを踏まえ、「中野区政のBCP」を今年度中に再検証していきます。応急対策業務や復旧業務の業務量と非常時優先業務の執行体制との整合性を検証するとともに個別の業務マニュアル等を早期に策

定します。

○ 区有施設の耐震改修計画の改定【経営室】

区はこれまで区有施設の耐震改修を計画的に進めてきましたが、従来の想定を超える巨大地震の発生を踏まえて、現在の耐震改修計画を早急に見直し、耐震改修を早期に完了するよう取り組んでいきます。

○ 事務事業の見直し【政策室】

リーマン・ショック以降の景気の落ち込みにより、税収の減少が予測される中、区の財政は危機的な状況にあります。まちづくりを進める区政を継続的に運営するためには、区の財政基盤を強化することが欠かせません。今回の震災不況を経ても持続可能な区政運営が確保できるよう、事務事業全体の見直しを行い、強固な財政基盤の確立と施策・事業の効率化を一層進めます。

参考 被災地等への支援の状況

(1) 職員の派遣

被災地の自治体の業務を支援するため、職員を被災地等に派遣しています。5月31日現在で、107人、延902人・日の職員を現地に派遣しました。職員派遣の状況（予定を含む）は次のとおりです。

- ① 被災地の状況把握、被災地市町との連絡調整のため、宮城県岩沼市、亘理町、山元町に職員を派遣しました。
 - 派遣期間：4月2日～7日
 - 派遣先：宮城県岩沼市・亘理町・山元町
 - 派遣人員：副区長、経営室長、管理職員5名、一般職員3名
- ② 宮城県岩沼市・亘理町との災害復興支援の協定締結を受け、被災市町との連絡調整及び派遣職員の現地支援のため、管理職員が被災地に常駐しています。
 - 派遣期間：4月2日～当分の間
 - 派遣先：宮城県岩沼市・亘理町・東松島市（4月26日から）
 - 派遣人員：管理職員おおむね2名
- ③ 宮城県亘理町からの要請を受け、被災車両撤去の立会、保管車両の管理、がれき撤去の立会などの業務の支援のため職員を派遣しました。
 - 派遣先：宮城県亘理町
 - 派遣期間・人員（全て事務職員）
 - 先遣隊 4月7日～11日（2名）
 - 第1班 4月11日～21日（6名、うち3名は22日まで）
 - 第2班 4月21日～30日（6名、うち2名は19日～27日）
 - 第3班～9班 4月27日～5月25日（各4名、8日間）
 - 第10班 5月21日～28日（3名、8日間）
- ④ 宮城県岩沼市からの要請を受け、見舞金・弔慰金の支給事務、被災者生活再編支援事務、住宅の応急修理受付事務などの業務の支援のため職員を派遣しました。
 - 派遣先：宮城県岩沼市
 - 派遣期間・人員（全て事務職員）
 - 第1班 4月19日～27日（4名、うち1名は28日まで）
 - 第2班 4月26日～5月4日（4名）
 - 第3班 5月1日～9日（4名）
 - 第4班 5月5日～13日（2名）
- ⑤ 宮城県気仙沼市からの要請を受け、被災者の健康相談・健康チェック、避難所の衛生対策などのため職員を派遣しました。
 - 派遣期間：4月19日～24日
 - 派遣先：宮城県気仙沼市

- 派遣人員：4名（保健師2名、連絡調整職員2名）
 - その他：特別区共同派遣
- ⑥ 宮城県女川町からの要請を受け、被災した建物の応急危険度判定業務の支援のため、職員を派遣しました。
- 派遣期間：4月22日～24日
 - 派遣先：宮城県女川町
 - 派遣人員：1名（建築技術職）
 - その他：東京都、特別区共同派遣
- ⑦ 宮城県仙台市からの要請を受け、主に浸水被害のあった家財道具や生活ごみ等を収集し、仮置場まで運搬する業務の支援のため、車両と職員を派遣しました。
- 派遣期間：5月1日～7日
 - 派遣先：宮城県仙台市
 - 派遣人員：3名（収集職員2名、運転職員1名）
 - 派遣車両：小型プレス車1台
 - その他：特別区共同派遣
- ⑧ 宮城県東松島市との災害復興協定の締結を受け、市の業務を支援するため、次のとおり職員を派遣しています。
- ア リ災証明書発行に係る住宅被害の認定調査業務
- 派遣期間：第1班 5月6日～20日（15日間）
第2班 5月19日～27日（9日間）
第3班 5月26日～6月2日（9日間）
 - 派遣先：宮城県東松島市
 - 派遣人員：各班3名（事務職員、建築技術職員）
- イ 被災家屋解体・がれき撤去申請受付事務等
- 派遣期間：先遣班 5月5日～13日（2名、8日間）
第1班～第6班 5月14日～6月15日（各8日間）
 - 派遣先：宮城県東松島市
 - 派遣人員：各班4名（事務職員）
- ウ 仮設住宅入居受付事務等
- 派遣期間：先遣班 5月21日～28日（1名、8日間）
第1班～第19班 5月26日～8月31日（各8日間）
 - 派遣先：宮城県東松島市
 - 派遣人員：各班4名（事務職員）
- ⑨ 福島県双葉町からの要請を受け、一時帰宅申請受付、義援金支給、仮設住宅受付などの業務のため、職員を派遣しています。
- 派遣期間：5月30日～8月31日（約1か月単位でローテーション）
 - 派遣先：福島県双葉町役場埼玉支所（埼玉県加須市騎西町）
 - 派遣人員：3名（事務職員）

- その他：特別区共同派遣
- ⑩ 宮城県亘理町からの要請を受け、次のとおり職員を派遣しています。
 - ア 仮設住宅の管理運営業務等
 - 派遣期間：6月1日～年末まで（約1か月単位でローテーション）
 - 派遣先：宮城県亘理町
 - 派遣人員：各期間1名（事務職員）
 - イ 住宅応急修理申請受付・審査・検査業務、公共施設の復旧業務等
 - 派遣期間：6月1日～年末まで（約1か月単位でローテーション）
 - 派遣先：宮城県亘理町
 - 派遣人員：各期間1名（建築技術職員）
- ⑪ 宮城県気仙沼市からの要請を受け、被災した家屋の調査業務に従事するため、職員を派遣しています。
 - 派遣期間：第1班 6月6日～12日（7日間）
第2班 6月25日～7月1日（7日間）（予定）
 - 派遣先：宮城県気仙沼市
 - 派遣人員：各班2名（建築技術職員）
 - その他：特別区共同派遣
- ⑫ 福島県広野町からの要請を受け、現地保健師と協力し二次避難先（旅館等）に避難している被災者の健康管理などのため職員を派遣する予定です。
 - 派遣期間：6月27日～7月4日（予定）
 - 派遣先：福島県広野町役場湯本支所（福島県いわき市常磐上湯長谷町）
 - 派遣人員：3名（保健師）
 - その他：特別区共同派遣

（2）支援物資の提供

- ① 3月14日～16日に、姉妹提携都市である福島県田村市に災害協定に基づき、区の災害用備蓄物資（糧類、飲料水、衣類等、乳幼児用品、燃料類、防寒用品、避難所用品等）を提供しました。
- ② 4月2日～3日に、宮城県亘理町の依頼を受け、災害用物資（生活用品等）を提供しました。
- ③ 4月19日、宮城県岩沼市の依頼を受け、避難所の間仕切りセットを提供しました。
- ④ 5月9日、宮城県山元町の依頼を受け、学校用備品（楽器等）等を提供しました。